

令和7年度

三田市三輪財産区団体交付金の手引き

令和6年10月

三田市三輪財産区事務局

(三田市総務課)

団体交付金の手引き

三輪財産区交付金について

財産区交付金は、三輪財産区内の団体に対して、その運営及び活動に関して予算の範囲内において交付金を交付することにより、三輪財産区民の自主的、主体的な学習及び文化活動並びに区民相互の多様な交流を促進し、区民の福祉の向上を図ることを目的に交付します。

交付対象団体について

- ◆三輪区
- ◆三輪老人クラブ
- ◆三輪商店振興会
- ◆三輪若杉子ども会
- ◆杉ヶ丘区

※収支予算計画書と併せて会員名簿を提出してください。

※実績報告書と併せて領収書を事業別に提出してください。

(決算書の裏側に領収証を貼付してください。)

令和7年度 団体交付金交付申請手続きの流れ

時 期	各 団 体	財 産 区
R7年 1月 上旬	予算計画書作成に伴う個別相談会	
R7年 1月 中旬	① 「R7年度収支予算計画書」提出 事業別明細書・会員名簿添付	
R7年 2月 上旬～中旬		収支予算計画書等を審査 (R7年度三輪財産区予算要求に反映) ・三輪財産区協議会 ・三輪財産区予算決算委員会
R7年 3月 中旬		三輪財産区議会へ付議、認定(予算額)
R7年 4月 1日	② 「交付申請書」(第5条、様式第1号)提出 事業計画書・収支予算書・会員名簿添付	③ 内容を審査後 「交付決定通知書」を交付 (第6条、様式第2号)
R7年 4月以降	④ 「交付請求書」(第12条、様式第7号)提出	⑤ 請求書受領後30日以内に 各団体の指定口座へ支払い
R8年 3月 31日	※1 交付対象事業の内容を変更等するとき 「変更等申請書」(第8条、様式第4号)提出 ③と金額の変更があったとき (増額は不可。減額のみ) ②の内容を変更したとき	※ 「変更等申請書」の提出があった時 「交付決定変更通知書」を交付 (第6条、様式第2号)
R8年 3月 31日	事業完了	
R8年 4月末までに	⑥ 「実績報告書」(第9条、様式第5号)提出 収支決算書・領収書添付 ⑦ 返金がある場合は、財産区口座へ返金	※ ③の金額が減額になった場合は返金 「返還通知書」 (第14条、様式第8号) 各団体から提出された実績報告の内容審査 ・三輪財産区協議会 ⑧ 「確定通知書」を交付 (第10条、様式第6号)

交付決定後
事業実施



備考

※項目にあてはまらないもの、趣旨に合致しないものについては認められない。

※1 交付対象事業の内容を変更するときは、2か月前に変更等申請書(第8条、様式第4号)を提出すること。

交付金対象経費

項 目	対 象 経 費	備 考
事務雑費	事務用品・コピー代・写真代・資料作成代 通信費・保険料・手数料	
施設管理費	維持・修繕費等	
光熱水費	電気・ガス・水道代	
報償費	講師等・出演料等の謝礼	
食糧費	弁当・飲料	※1
交通費（研修）	バス借上代・通行料・燃料代	※2
入場料（研修）	研修内容に関連する施設等（観光施設は不可）	※3
事業費	機材レンタル・アトラクション等依頼費・材料費 警備委託など外部への委託費等	
表彰費	個人に対する表彰品	※4
負担金	負担金・分担金・協力金・組合費等	

※1 食糧費 代金の50%までとし支出上限額は下表のとおりとする。

上限額	弁当	飲料・菓子
(税込)	600円	200円

※2 交通費（研修）

研修1回につき、バス借上代・通行料・燃料代の合計の50%までとし上限15万円とする。

※3 入場料（研修）

研修目的に沿わない施設入場料への支出は不可とする。

※4 表彰費

団体会員の中で、個人に対する表彰品への支出は可とする。

全員に配布する記念品・景品・賞品への支出は不可とする。

※下記については「表彰費」として交付金からの支出を認める。

ただし交付金からの支出は5,000円を上限とする。

①入学・卒業のお祝い品【三輪若杉子ども会のみ】

②団体会員の中で、個人に対する表彰品【三輪・三輪老人クラブ・杉ヶ丘区】

団体交付金対象経費とならないもの

- ・役員手当
- ・玉串料
- ・慶弔費
- ・他団体等への補助金等
- ・寄附金等